

『春日那珂川水道企業団設立 50 周年記念誌』編さん業務
審査会（プロポーザル）実施要領

本実施要領は、「『春日那珂川水道企業団設立 50 周年記念誌』編さん業務」（以下、「本業務」という。）を委託する事業者を選定するための提案書の提案について、参加事業者が仕様等を十分に理解し、的確に履行できる技術力、創意工夫力を有するかを審査することを目的として、必要な事項を定めたものである。

1 業務概要

（1）目的

本企業団の設立から 50 周年を迎えることに伴い、これまでの本企業団の歩みをまとめた『春日那珂川水道企業団設立 50 周年記念誌』を編さん及び刊行し、市民の水道事業への理解を深め、春日市及び那珂川市のさらなる発展の指針とすることを目的とする。

なお、この要領は、本業務の委託業者選定に係る手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

（2）仕様

別紙「『春日那珂川水道企業団設立 50 周年記念誌』編さん業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

（3）履行期間

契約締結の日の翌日～令和 10 年 3 月 15 日

（4）委託上限額

提案価格：12,980,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

（うち令和 7 年度：2,684,000 円（消費税及び地方消費税額を含む））

2 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- ①本事業を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- ②過去 10 年以内に組合史や自治体誌等の編さん業務に携わった実績がある者。
- ③令和 7 年度の競争入札参加資格の有資格登録事業者であること。
- ④全国の水道局又は自治体等での周年記念誌の作成実績が 5 件以上あること。
- ⑤次の各号に掲げる者は、参加業者又は参加事業者の構成員となることはできない。
 - ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
 - ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）により、更生手続き開始の申し立てをしている者。
 - ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）により、再生手続開始の申し立てをしてい

る者。

- ・本企業団から指名停止等の措置を受けている期間中の者。
- ・申し込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者。

3 スケジュール

本プロポーザルについてのスケジュールは下記のとおりとする。但し、本企業団の都合により変更する場合がある。

- ①実施要領等公告日 令和7年4月9日
- ②質 問 書 提 出 【様式1】提出期限 令和7年4月16日17:00まで
- ③質問に対する回答 令和7年4月23日までに本企業団ホームページ上で回答する
- ④参加申込書提出 【様式2】提出締切 令和7年4月25日17:00まで
- ⑤必 要 書 類 提 出 提出期限 令和7年5月12日17:00まで
※プロポーザル審査会を辞退する場合は、令和7年5月9日までに辞退届【様式5】を提出すること。なお、その旨を電話にて通知すること。
- ⑥審 査 会 予 定 令和7年5月20日
- ⑦結果通知送付予定 令和7年5月下旬
- ⑧契 約 締 結 予 定 令和7年6月上旬

4 必要書類の提出

- ①鑑「企画提案書の提出について」【任意様式】 1部
- ②企画提案書（【任意様式】以下の内容を含めること） 6部
 - ・春日那珂川水道企業団設立50周年記念誌編さん業務に係る基本方針
 - ・提案のセールスポイント
 - ・業務の実施方針、手法、工程（年度別計画表）等
 - ・本業務に係る貴社の実施体制・支援体制
- ③業務実績書【様式3】 6部
※過去10年以内に実施した記念史及び自治体史等編さん業務についての資料（執筆業務を含んだ実績も記述すること）
- ④費用見積書（【様式4】年度別見積積算書を含む） 6部
- ⑤製作担当者経歴書【任意様式】 6部

5 企画提案書の内容

- ①様式は、参加者が作成する任意の様式とするが、企画はA4サイズで両面印刷とす

ること。

- ②企画提案書は全部で 20 ページ以内（表紙、裏表紙、目次は除く）にまとめ、上記 4-②に掲げる内容とともに別紙「春日那珂川水道企業団設立 50 周年記念誌編さん業務仕様書」に基づくものとする。
- ③提案は予算の範囲内で完結することとする。

6 質疑及び回答

- ①本プロポーザルの実施に関して質疑がある場合には、質問書【様式 I】を提出期日までに必要書類の提出場所へ提出することとする。なお、提出方法は持参、FAX、電子メールのいずれかとし、口頭による質問は受け付けない。
- ②質問書提出の場合は、その旨を電話にて通知することとする。
※春日那珂川水道企業団総務課宛て（Tel：092-571-7001）
- ③質問書の提出期限及び回答は、「3 スケジュール」の日程のとおり。

7 参加申込書、必要書類の提出先及び提出方法

- ①提出先 〒816-0804
春日市原町 2-30-2
春日那珂川水道企業団 総務課宛て
- ②連絡先 TEL 092-571-7001
FAX 092-574-4960
E-mail kikaku@kasuga-nakagawa-suido.or.jp
- ③提出方法 持参又は郵送のいずれかとする。
※期限までに提出書類を提出されない場合は辞退されたものとみなす。
※必要書類提出後の辞退については、前述の期日までに辞退届【様式 5】を提出すること。また、その旨を電話にて通知すること。

8 プロポーザル審査会の実施

- ① 日時及び場所 日時：令和 7 年 5 月 20 日
場所：春日那珂川水道企業団
プロポーザル審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）については、プロポーザル審査会参加案内書を送付し、正式な日時、場所を通知する。
※本実施要領の 2 に規定する欠格事業者についてはこの限りではない。
- ②実施方法等
提案出席者については、4 名以内とする。プレゼンテーションについては、参加業者からの説明を 20 分程度、本企業団からのヒアリングを 10 分程度とする。
プレゼンテーションにおいて映写等による説明の場合は、プロジェクター、スク

リーンは本企業団にて準備可能だが、提案者にて持参しても差し支えない。なおパソコン等の機器は提案者にて持参することとする。

プレゼンテーション及びヒアリングについては、提案書と併せて評価を行う。

9 選定方法と選定結果の通知について

①選定方法

委託業者選定にあたっては、提出された企画提案書、類似業務実績、費用見積書、プレゼンテーション、ヒアリング等を総合的に審査し評価する。

②評価項目

評価項目の評価基準の配分（％）は以下のとおりとする。

評価項目		評価基準	配 分 (%)
1	同種業務の実績	記念誌等編さん業務に係る実績状況	20
2	製作担当者の経歴及び専任性	担当者の経歴・精通度及び対応等の能力度	10
3	企画提案書の評価		—
	① 基本方針	編さん事業の意義についての理解度、スケジュールの明確性	10
	② 編集・校正	編集及び校正に対する方針及び計画	20
	③ セールスポイント	業務実施に対するセールスポイント	10
	④ 実施方法、手法・行程	編さんに係る具体的な手法の提示	20
	⑤ 実施体制・支援体制	業務遂行の組織・連絡体制、支援体制について	10
4	提案価格	価格スコア＝ (最低提案価格／提案価格)×配点	30
合 計			130

③選定結果

上記「3 スケジュール」に基づき審査結果を通知するものとする。

④協議並びに契約

選定後、最優秀提案者と業務内容及び契約についての協議を行う。協議が成立しな

かった場合は、次点の提案者と協議を行うものとする。

10 そ の 他

- ①審査結果についての問合せ、異議申し立て等は受け付けない。
- ②本プロポーザルに係る費用は参加業者の負担とする。
- ③提出された企画書等は返却しない。
- ④提出した書類に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とする。
- ⑤参加申込書及び企画提案書、プレゼンテーションの内容について、次のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。
 - ・提出方法、提出先、提出期限に適合していないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。